様式第四十二（第３５条関係）

（表）

年　　月　　日発行第　　号（　　　年　　月　　日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

（写真）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第３２条第１項の規定による立入検査証

防　衛　大　臣　印

（裏）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第２３条　（略）

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第３２条　防衛大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、施設委託管理者の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、施設委託管理業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第２３条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第３９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３０万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第２３条第１項又は第３２条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第４０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とする。